



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第17回 戦前・戦中と戦後の新憲法下での教育・社会意識を考える

憲法問題対策センター副委員長 山中 尚邦 (38 期)

憲法と教育・社会意識の関係とは

憲法問題対策センターでは、戦前・戦中から戦後を通じて、教育と憲法に対する国民の社会意識がどう変化したかを考えることとした。

そして、戦前・戦中から新憲法下の戦後にかけての教育を実体験された当センターの古谷明一委員を講師に、2010年10月4日の全体委員会において、『戦前・戦中の教育や社会意識と戦後の新憲法下における教育や社会意識について』と題する勉強会を開催した。

天皇至上主義から国民主権への変化

古谷委員の講演では、戦前・戦中の学校教育については、天皇至上主義の現れから、教育勅語、古事記などの教育を基本に、日本を統治するのは天皇であり、国民はそれに従うことが強調されたこと、一方、天皇至上主義の帰結として、国民は、人権は憲法ではなく天皇から与えられたという意識はありながら、旧憲法規定の知識・規範性や旧憲法に則した天皇主権の認識は比較的薄く、思想的な価値は相対的に低かったことが説明された。

また、戦後の憲法改正についても、国民には強い関心を持たれておらず、天皇制はなくなるのではないのだから、という位の理解で、戦争の放棄についても、多くの国民には、戦争に対する嫌悪感と衰弱した国力から、割と自然に受け入れた様子であり、巷では、戦争の放棄を新憲法に盛り込むことは、当時の幣原

首相がGHQのマッカーサー元帥に進言した、GHQのマッカーサー元帥から、他国から攻撃された場合はどうするのかと問われた際は、滅びるのも止むを得ないと答えた、とも伝えられていたことなどが紹介された。

最後に、世論こそ国家の行動を決める重要な柱であり、憲法第9条は、戦争による唯一の世界遺産といえりと結論付けられた。

その後、参加した委員からも、自身の体験談や講演の感想が語られた。

その中で、戦時中の学校教育では、徹底した臣民教育と軍事教練が行われながらも、生徒が、例外なく、天皇を尊敬する意識を持っていたわけではないこと、憲法第9条は、アジアにおける恒久的拠点の確保というアメリカの国益、戦争を嫌悪する日本国民の感情、戦争被害を受けたアジア諸国の脅威の解消という偶然の情勢から生まれたこと、人類が生き残るために、憲法第9条のような不戦思想こそ普遍的価値を持つであろうこと、国際紛争の解決には人的被害の最少化を図ることの重要性などが指摘された。

憲法問題に生かす

われわれとしては、国民主権、戦争放棄、基本的人権の尊重というわが憲法の持つ普遍的価値を再確認しながら、憲法と教育・国民と社会の意識との相互関係の重要性を意識しつつ、今後の憲法問題に取り組まなければならない。